

株主各位

第98回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 注 記 表 個 別 注 記 表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

新電元工業株式会社

「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第22条の規定に基づき、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.shindengen.co.jp/ir/>）に掲載することにより、株主の皆さんに提供しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社に関する事項

連結子会社の数……………18社

主要な連結子会社の名称 ……(株)秋田新電元

(株)東根新電元

(株)岡部新電元

ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド

シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド

②非連結子会社に関する事項

主要な非連結子会社の名称……シンデンゲン・ラオス・カンパニー・リミテッド

連結の範囲から除いた理由……非連結子会社3社は、いずれも小規模会社で、その総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除いております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法適用会社の数

関連会社の数……………2社

主要な関連会社の名称 ……新電元メカトロニクス(株)

②持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

主要な非連結子会社の名称……シンデンゲン・ラオス・カンパニー・リミテッド

持分法を適用しない理由……持分法非適用会社3社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除いております。

(3) 会計方針に関する事項

[重要な資産の評価基準及び評価方法]

①有価証券

満期保有目的の債券 原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価
は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②デリバティブ 時価法

③棚卸資産

当社及び国内連結子会社 主として総平均法に基づく原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算
定)

在外連結子会社 主として移動平均法に基づく低価法

[重要な減価償却資産の減価償却の方法]

①有形固定資産 定率法

(リース資産を除く)

ただし、朝霞事業所及び在外連結子会社は定額法を採用しております。耐用年数は、主に法人税法等に規定する耐用年数を採用しております。

(追加情報)

当連結会計年度より稼働した朝霞事業所に係る有形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用しております。これは、事業構造改革により研究開発機能・事業運営機能・営業機能等を朝霞事業所に集約したことを契機として、有形固定資産の稼働見込みについて検討した結果、今後長期安定的な稼働状況が見込まれるためであります。

②無形固定資産 定額法

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

[重要な引当金の計上基準]

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

②賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③製品保証引当金

販売した製品に係る点検・保守作業費用等の発生に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積もって計上しております。

[収益及び費用の計上基準]

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務の充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

当社グループは、主にデバイス事業で半導体製品、電装事業で電装製品、エネルギー・システム事業で電源製品を製造・販売し、ソレノイド事業でソレノイド製品を販売しております。

製品を顧客に供給することを履行義務として識別しており、顧客が製品に対する支配を獲得する引渡時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、国内の販売においては出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

本人と代理人の区分については、製品提供の主たる責任、提供前の在庫リスク、価格設定における裁量権等を考慮して判断しております。その結果、当社グループが当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりますが、代理人取引に該当する場合は、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

顧客との契約に係る対価は、通常、短期のうちに受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。値引き、返品、販売促進の目的で顧客に支払う費用の一部については、顧客との契約に係る対価から控除して収益を認識しております。なお、重要な変動対価はありません。

[その他連結計算書類の作成のための重要な事項]

①退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

②重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ取引

ヘッジ対象……………借入金の利息

ヘッジ方針

有利子負債の将来の市場金利の変動による損失を軽減する目的で金利スワップ取引を利用してお
り、投機目的の取引は行わない方針であります。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

③消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法については、税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時
点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、販売促進の目的で顧客に支払う費用の一部を、従来は販売費及び一般管理費に計上して
おりましたが、当連結会計年度の期首より、売上高から控除して計上する方法に変更しております。また、顧客への製品の販売における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来は
顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当該対価の総額から第三者に対する
支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当連結会計年度の売上高が971百万円、売上原価が931百万円、販売費及び一般管理費が39百万円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当連結会計年度に係る連結計算書類への影響はありません。

また「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	デバイス事業	電装事業	計		
顧客の所在地					
日本	20,743	8,457	29,200	8,642	37,843
タイ王国	455	8,448	8,903	—	8,903
インドネシア共和国	54	11,321	11,376	—	11,376
ベトナム社会主義共和国	65	7,038	7,103	—	7,103
インド共和国	55	7,775	7,831	—	7,831
中華圏	8,189	1,128	9,317	30	9,348
その他アジア	5,256	6	5,262	—	5,262
その他の地域	1,560	2,896	4,457	40	4,497
顧客との契約から生じる収益	36,381	47,072	83,453	8,714	92,168
その他の収益	—	—	—	—	—
外部顧客への売上高	36,381	47,072	83,453	8,714	92,168

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、エネルギー・システム事業及びソレノイド事業等を含んでおります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記（3）. 会計方針に関する事項 [収益及び費用の計上基準]」に記載の通りであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高等

当社グループの契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要な金額はありません。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 703百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積もりの内容に関する情報

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは事業計画を基礎として見積っております。繰延税金資産の算定において、課税所得の見積額が変動することにより、翌連結会計年度に重要な影響を与える可能性があります。なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、依然として収束時期は見通せず、またロシアのウクライナ侵攻など、世界経済の先行きは不透明な状況が続いております。当社グループは、入手し得る情報等を踏まえて、2022年3月期第4四半期の状況が、2023年3月期においても継続するとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産減価償却累計額 87,396百万円

(2) 従業員の金融機関からの借入に対する保証債務 10百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 普通株式 10,338千株

(2) 配当に関する事項

①配当金支払額

該当事項はありません。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決 議)	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	配 当 の 原 資	1 株 当 た り 配 当 額	基 準 日	効 発 生 力 日
2022年6月29日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	1,030百万円	利 益 剰 余 金	100円00銭	2022年 3月31日	2022年 6月30日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に金融機関からの借入や社債の発行により資金を調達しております。資金運用は、一時的な余資を、安全性の高い短期の金融資産にて運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建の営業債権は、為替相場の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上関係を有する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替相場の変動リスクに晒されております。

短期借入金は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであります。長期借入金、社債、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。償還日は最長で連結決算日後10年内であります。このうち一部は市場の金利変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る将来の為替相場変動リスクを回避、軽減することを目的として、為替予約取引などを利用しております。また、借入金に係る将来の市場金利変動リスクを回避、軽減することを目的として、金利スワップ取引を利用してあります。為替予約取引は、為替相場の変動リスクに晒されており、金利スワップ取引は、市場の金利変動リスクに晒されております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法などについては、前述の

「[その他連結計算書類の作成のための重要な事項] ②重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行などに係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権管理規則に従い、営業債権について、営業部門及び経理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、営業債権管理規則に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

・市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社グループは、デリバティブ管理規定のなかで基本方針、実行手続、取引限度額などが定められており、これに基づき、取引の実行、管理は経理部門で行っております。連結子会社についても、デリバティブ管理規定に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価の把握を行い、取引先企業との関係を勘案して適宜保有状況の見直しを行っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引におけるデリバティブ取引に関する契約額などについては、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等である非上場株式（連結貸借対照表計上額3,719百万円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「未収法人税」、「支払手形及び買掛金」、「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	11,088	11,088	—
資産計	11,088	11,088	—
(1)社債（※1）	5,300	5,179	△120
(2)長期借入金（※2）	33,375	31,939	△1,435
(3)リース債務（※3）	1,205	1,123	△81
負債計	39,880	38,242	△1,637
デリバティブ取引(※4)	△70	△70	—

(※1) 社債には、1年内償還予定の社債を含んでおります。

(※2) 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※3) リース債務には、短期リース債務を含んでおります。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	11,088	—	—	11,088
資産計	11,088	—	—	11,088
デリバティブ取引				
通貨関連	—	70	—	70
負債計	—	70	—	70

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2022年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	5,179	—	5,179
長期借入金	—	31,939	—	31,939
リース債務	—	1,123	—	1,123
負債計	—	38,242	—	38,242

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、第三者から入手した相場価格を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社グループの発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の時価等については、重要性が乏しいため注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 5,552円41銭

(2) 1株当たり当期純利益 572円70銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 原価法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの 時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動
平均法により算定)

市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

②デリバティブ 時価法

③棚卸資産

半製品、材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価
切り下げの方法により算定）

製品、仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価
切り下げの方法により算定）

ただし、エネルギーシステム部門の一部は個別法による原価法（貸
借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算
定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定率法

(リース資産を除く) ただし、朝霞事業所に係る有形固定資産は、定額法を採用してお
ります。耐用年数は法人税法に規定する耐用年数を採用しております。

(追加情報)

当事業年度より稼働した朝霞事業所に係る有形固定資産の減価償却方法については、定額法を採用し
ております。これは、事業構造改革により研究開発機能・事業運営機能・営業機能等を朝霞事業所に集
約したことを契機として、有形固定資産の稼働見込みについて検討した結果、今後長期安定的な稼働状
況が見込まれるためであります。

②無形固定資産 定額法

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能
期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見積額を計上しております。

②賞与引当金

従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

③退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

④製品保証引当金

販売した製品に係る点検・保守作業費用等の発生に備えるため、当該費用の発生額を個別に見積もつて計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務の充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は主にデバイス事業で半導体製品、電装事業で電装製品、エネルギーシステム事業で電源製品を製造・販売し、ソレノイド事業でソレノイド製品を販売しております。

製品を顧客に供給することを履行義務として識別しており、顧客が製品に対する支配を獲得する引渡時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。なお、国内の販売においては出荷時から当該製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常期間であるため出荷時に収益を認識しております。

本人と代理人の区分については、製品提供の主たる責任、提供前の在庫リスク、価格設定における裁量権等を考慮して判断しております。その結果、当社が当事者として取引を行っている場合には、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりますが、代理人取引に該当する場合は、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

顧客との契約に係る対価は、通常、短期のうちに受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。値引き、返品、販売促進の目的で顧客に支払う費用の一部については、顧客との契約に係る対価から控除して収益を認識しております。なお、重要な変動対価はありません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理の方法については、税抜方式によっております。

③退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点での当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、販売促進の目的で顧客に支払う費用の一部を、従来は販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、当事業年度の期首より、売上高から控除して計上する方法に変更しております。また、顧客への製品の販売における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、当該対価の総額から第三者に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

この結果、当事業年度の売上高が971百万円、売上原価が931百万円、販売費及び一般管理費が39百万円それぞれ減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、当事業年度に係る計算書類への影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表：3. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 198百万円

②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

「連結注記表：4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 繰延税金資産の回収可能性」と同一の内容であります。

5. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産減価償却累計額	21,290百万円
(2) 従業員の金融機関からの借入に対する保証債務	10百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	16,253百万円
(4) 関係会社に対する短期金銭債務	10,687百万円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社への売上高	37,727百万円
(2) 関係会社からの仕入高	44,420百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	3,713百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数	普通株式	10,338千株
(2) 自己株式の数	普通株式	31千株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因…………棚卸資産評価損、退職給付引当金

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)	科目	期末残高
子会社	(株)秋田新電元	100%	当社製品の製造等	仕入	14,053	買掛金	1,391
子会社	(株)東根新電元	100%	当社製品の製造等	仕入 資金の貸付	7,981 480	買掛金 短期貸付金	780 4,610
子会社	(株)岡部新電元	100%	当社製品の製造等	仕入 資金の預り 配当金	17,318 2,010 500	買掛金 預り金 -	1,883 3,698 -
子会社	シンデンゲン（タイランド）カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・販売等	売上	4,890	売掛金	971
子会社	ランプーン・シンデンゲン・カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造等	仕入 有償支給	9,621 4,671	買掛金 未収入金	1,000 1,607
子会社	シンデンゲン・フィリピン・コーポレーション	100%	当社製品の製造等	有償支給	2,159	未収入金	1,756
子会社	ピーティー・シンデンゲン・インドネシア	100%	当社製品の製造・販売等	売上	7,656	売掛金	1,711
子会社	シンデンゲン・ベトナム・カンパニー・リミテッド	100%	当社製品の製造・販売等	売上	4,865	売掛金	792
子会社	シンデンゲン・インディア・プライベート・リミテッド	100%	当社製品の製造・販売等	売上	4,425	売掛金	1,960
子会社	シンデンゲン・シンガポール・ピーティー・リミテッド	100%	当社製品の販売等	売上	4,056	売掛金	1,588
子会社	新電元（香港）有限公司	100%	当社製品の販売等	売上	7,059	売掛金	2,402

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 取引条件については、両者協議により決定しております。

1 0.1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額…………… 4,143円97銭
- (2) 1株当たり当期純利益…………… 414円83銭

1 1.重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。